



2019年12月13日

各 位

会 社 名 株式会社ビジョナリーホールディングス  
代表者名 代表取締役社長 星崎 尚彦  
(JASDAQ・コード9263)  
問合せ先  
役職・氏名 取締役執行役員CFO 三井 規彰  
電 話 03-6453-6644 (代表)

## 従業員持株会支援信託ESOPの導入に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、従業員の福利厚生の充実及び当社の中長期的な企業価値向上に係るインセンティブの付与を目的として、「従業員持株会支援信託ESOP」（以下、「本制度」といいます。）の導入を決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度導入の目的

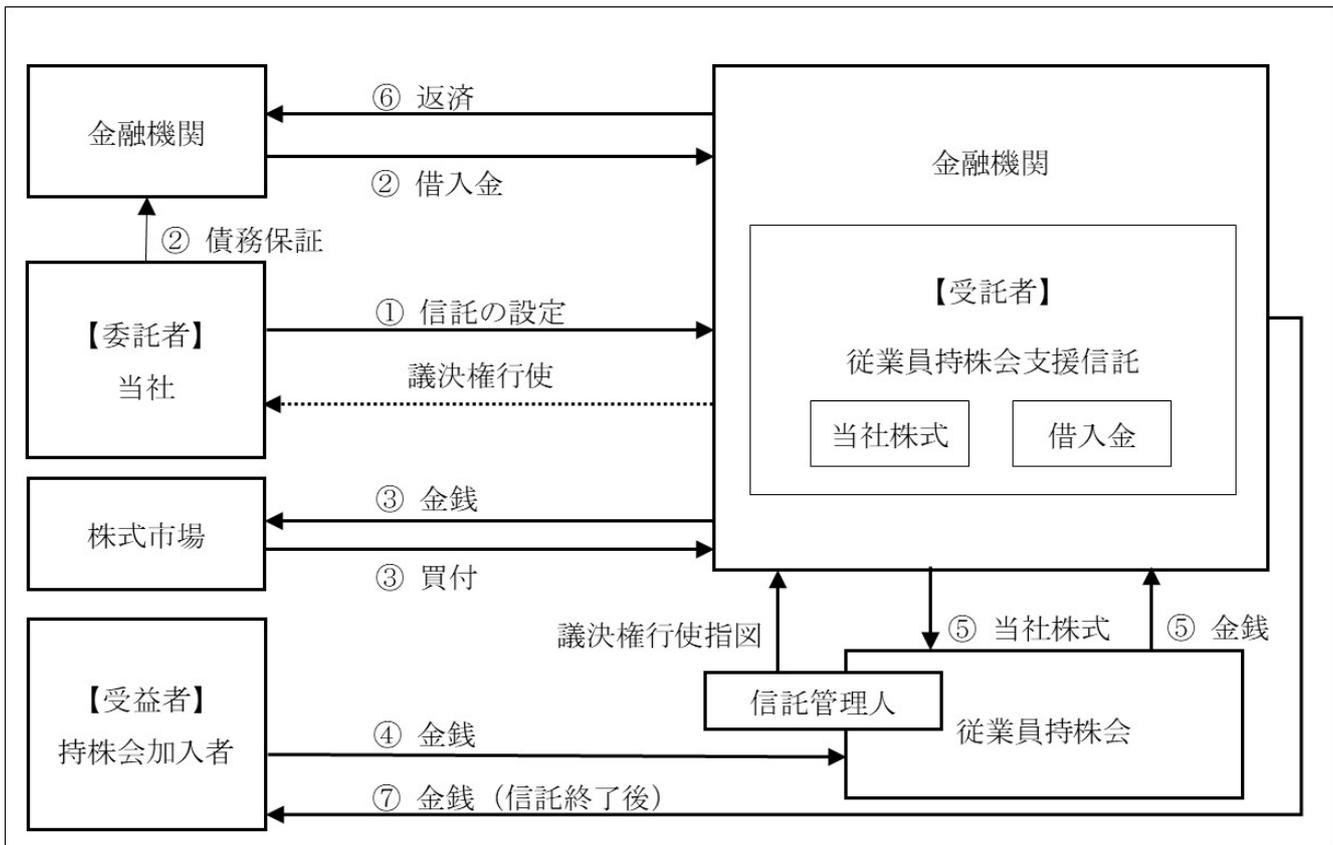
本制度は、従業員持株会に対して当社株式を安定的に供給すること及び信託財産の管理により得た収益を従業員に分配することを通じて、従業員の福利厚生の実現を図るとともに、従業員の株価への意識や労働意欲を向上させるなど、当社の企業価値の向上を図ることを目的としております。

#### 2. 本制度の概要

ESOP信託は、米国のESOP（Employee Stock Ownership Plan）を参考に、わが国の法令に準拠するように設計した従業員の株式保有を促進するスキームであり、従業員持株会と信託を組み合わせることで、信託ファンドは従業員持株会が将来にわたって購入する株式を一括して確保することができ、併せて従業員の福利厚生制度の拡充、従業員のモチベーションアップ等の目的を実現することも可能な制度であります。

当社が株式会社ビジョナリーホールディングス持株会（以下「当社持株会」といいます。）に加入する従業員のうち一定の要件を充足する者を受益者とする信託を設定し、当該信託は信託期間中に当社持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を、予め定める取得期間内に取得します。その後、当該信託は当社株式を毎月一定日に当社持株会に売却します。信託終了時に、株価の上昇等により信託収益がある場合には、受益者要件を充足する従業員に対して金銭が分配されます。株価の下落により譲渡損失が生じ信託財産に係る債務が残る場合には、責任財産限定特約付金銭消費貸借契約の保証条項に基づき、当社が銀行に対して一括して弁済するため、従業員の追加的な負担はありません。

### 3. 本制度の仕組み



※持株会への売却により信託内に当社株式がなくなった場合には、信託期間が満了する前に信託が終了します。

- ① 当社は、株式会社りそな銀行（信託口）（以下、「信託口」といいます。）に金銭を拠出し、他益信託を設定します。
- ② 信託口は、金融機関から株式取得代金の借入を行います。（当社は金融機関に対して債務保証を行います。）
- ③ 信託口は、借り入れた資金で株式を取得します。信託口が株式を取得するにあたり、当社は信託期間内に当社持株会が取得すると見込まれる相当数の当社自己株式の割当てを一括して行います。
- ④ 当社持株会加入者は、奨励金とあわせて当社持株会に金銭を拠出します。
- ⑤ 当社持株会は、毎月一定日に当社持株会加入者から拠出された買付代金をもって、信託口が当社から時価で当社株式を購入します。
- ⑥ 信託口は、当社持株会への株式の売却代金をもって借入金の元本を返済し、信託口が当社から受領する配当金等を原資とする信託財産をもって借入金の利息を支払います。
- ⑦ 本信託は信託期間の終了や信託財産の払底等を理由に終了します。信託終了時には信託口の残余株式を処分し、借入を完済した後なお剰余金が存在する場合、当社持株会加入者に分配します。なお、信託終了時に信託口が借入金を返済できなくなった場合、当社が債務保証を履行することで借入金を返済します。

### 4. 本信託の概要

① 信託の目的	当社持株会に対する当社株式の安定的・継続的な供給並びに受益者要件を充足する従業員に対する福利厚生への拡充
② 委託者	当社

③ 受託者	株式会社りそな銀行
④ 受益者	当社持株会の会員のうち受益者適格要件を充足する者
⑤ 信託設定日	2019年12月25日(予定)
⑥ 信託期間	2019年12月25日～2023年10月31日(予定)
⑦ 議決権行使	受託者は、当社持株会の議決権行使状況を反映した信託管理人の指図に従い、当社株式の議決権を行使します。
⑧ 取得株式の種類	当社の普通株式
⑨ 取得株式の総額	2億円
⑩ 株式の取得期間	2019年12月25日から2020年2月28日(予定)
⑪ 株式の取得方法	取引所市場より取得

以上